

理科新設と皇道主義的教育思想

伊 藤 稔 明

1. はじめに

仮説実験授業の提唱者である板倉聖宣は、1968年3月に『日本理科教育史(付・年表)』¹⁾(以下、『日本理科教育史』)を著わしている。この著書について、左巻健男らは『授業づくりのための理科教育法』のなかで、「いまだこれを超える通史は現れていません」と評した²⁾。『日本理科教育史』は、幕末期以降この本が出版された1960年代までのわが国における科学教育・理科教育の歴史を通史として綴ったものであり、ただ単に事実を羅列するだけでなく、様々な科学教育・理科教育の現象について、その背後にある要因も分析的に検討されているものである。しかも、その要因分析は狭い理科教育の枠に留まることなく、広く国家の教育思想にまで及ぶ内容となっている。それまでの回顧録的に理科教育の歴史的事実を綴ったのみの“通史”³⁾と異なり『日本理科教育史』は極めて優れた研究書となっている。

本論で検討する対象は、『日本理科教育史』のなかで板倉聖宣が展開している小学校理科新設についての要因分析である。現在の小学校教科としての理科は、公教育が始まったときから存在しているものではない。我が国の公教育の開始とされる学制期においては、物理学(当時は究理学と呼ばれていた)、化学、博物学、生理学というように学問ごとの教科が設定されていた。続く教育令期においても学問ごとの教科設定は基本的には踏襲され、「理科」という一科に“統合”されたのは、一般に森有礼のもとでの第一次小学校令からとされている⁴⁾。この理科新設についての板倉の分析を検討するのが本論の目的である。

『日本理科教育史』は優れた研究書ではあるけれども、当然のことながらそれが著わされた1960年代までの学問的成果にしか基づいていない。したがって、その後の学問的進展に立脚して『日本理科教育史』で示されている分析内容の

再検討が必要となつても不思議なことではない。本論で課題とする理科新設の分析もその一つであると考えられる。本論は以下のように構成される。次節では、『日本理科教育史』における理科新設の要因分析を概観する。3節では、これまでのなされている板倉の分析への典型的な批判を検討する。4節では、板倉の分析の中心的な位置を占める教科・修身についての再検討を行い、板倉による理科新設の要因分析の妥当性を問う。まとめは5節で与える。

（なお、以下の引用文中、旧字体の漢字は新字体へ、合略仮名は普通のカタカナやひらがなに、変体仮名は普通のひらがなに直した。また、引用する法令は、特に註を付していない限り、文部省教育史編纂会編「明治以降教育制度発達史」に依った。）

2. 『日本理科教育史』における理科新設の要因分析

『日本理科教育史』において板倉は、1880年の教育令改正の際に、小学校教科の順序で修身が筆頭となったことをあげ、

修身を学科目の最初におくか、最後におくかということは一見どうでもよいことのように見える。しかし、これは小学校教育の目標に重大な変更を加えることを意味するものであった。というのは、これは小学校教育の「欧化主義」に対して、「皇道主義」を優先させるという反動的な思想を背景としていたものだったからである。

として改正教育令とそれに基づく「小学校教則綱領」を理科新設への出発点としている⁵⁾。周知のように、改正教育令では小学校における教科の“順序”をその第3条において

（略）

小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ修身讀書習字算術地理歴史等ノ初步トス土地ノ情況ニ隨ヒテ野画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設ケヘシ但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身讀書習字算術地理歴史ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得

と定め、前年に公布された教育令とは異なり修身を教科の筆頭に位置付けた。同時に学制期においては小学校における主要な科目であった物理学などの自然科学諸教科を必置の科目から外し、「土地ノ情況ニ隨ヒテ」加除可能なオプション的な位置の科目に“降格”させている⁶⁾。また、改正教育令のもとで制定された「小学校教則綱領」も仁義忠孝を主とする修身教育を主軸とした教則として知られているところである。「小学校教則綱領」公布のとき文部一等属であった江木千之は、「小学校教則綱領」の起草に関して、

自分は、斯様に小学校教則綱領案の起草を命ぜられ、主として之に当たることとなつたのであるが、改正教育令に於ては、小学教育の主義に関しては、何等指定する所がなかつたのである。そこで、自分は小学教育の主義は、則ち小学教員心得の起草に方つて發揮したる所の主義と一致しなくてはならぬものと考へ、此方針に従つて立案することとし・・

と述べている⁷⁾。江木はこの頃の小学校についての重要規程である「小学校教則綱領」と「小学教員心得」の双方の起草に関わっている。江木が「小学校教則綱領」の主義と一致させたとしている「小学教員心得」については、

一般教員に対する訓条と云ふものを發布して、皇道主義の教育の方針精神を貫徹せしむることが緊切であると考へた

と述べており⁸⁾、ここから「小学校教則綱領」の目的も“皇道主義の教育の方針精神の貫徹”であることがわかる。

さて、板倉聖宣は、このような「小学校教則綱領」のもとで自然科学諸教科は本来の科学教育の主旨を保つことは不可能であると分析し、

仁義忠孝の儒教をもととした修身教育は、もちろん科学教育と矛盾なく同居できるものではありえない。そのことは、福沢諭吉らの明治初年の科学啓蒙運動が最もよく示しているところであった。究理学（物理学中心の科学）に

基づく合理的な自然観こそは、儒教的な考え方の最大の敵の一つだったからである。そこでこの二つを同居させるためには、小学校における科学教育のほうを根本的に変える必要があった。つまり、国民教育の基礎を担う小学校の科学教育の教科を縮小するか、あるいは、合理的な考え方、近代的な自然観を抜き取られた科学の形骸、知識の羅列を科学と称して教えることが必要であった。

と述べている⁹⁾。

さて、「小学校教則綱領」は、修身教育の強化とともに、開発主義教育の重視という特徴も兼ね備えていたと言われている。これまで、この開発主義教育は自然科学教育の進歩をもたらしたとされてきた。例えば、堀七蔵の『日本の理科教育史』では、

当時、理科教授の方法はよほど進歩している。単に輪講、口述をなした時代ではない。実地試験によってその理を了解せしめ、また、実際の観察、模型・標本を利用すべきことも指示されている。そして明治十二年から二十年ころまではペスタロチーの教育説が大流行した時代で開発教育、問答教育が著しく流行したくらいであるから、理学に関する諸学科もその影響を受けて相当に進歩したのである。

としている¹⁰⁾。しかし、板倉は「小学校教則綱領」のもとでの自然科学諸教科を“開発主義教育による進歩”と捉えることはなかった。「小学校教則綱領」における開発主義教育について、板倉は、

開発主義の教育は实物を重んじる教育であったから、そこでは目に見、手でさわることができる自然物人工物が教材とされることが多かった。だから、この時代は見る立場によっては、一見科学教育・理科教育の隆盛期であったように見える。しかし、それはけっして科学教育ではなかった。その後、教育全体の反動化が更に強化され、教育の国家主義化が完成していくなか

で、科学教育がさらにどのように改変されたかということは、次の章において詳しくみることになるであろう。

と述べ¹¹⁾、それが必ずしも自然科学教育の発展に寄与したものでないことを主張している。そもそも自然科学とは、現象の表面的な記述のみで満足するものではない。その現象の背後に存在する“自然の仕組み”を解き明かすことがその使命である。板倉の考えは、こうした自然科学の見地と一致するものである。

さて、新たな教科としての“理科”は、森有礼文部大臣が制定した第一次小学校令に基づく「小学校ノ学科及其程度」において設定されたものである。この小学校令をはじめとした諸学校令に関して、板倉はその本質的内容を「国家主義」として、

1885（明治18）年12月22日、従来の太政官制度に代わって内閣制度が設置され、森有礼が伊藤内閣の初代文部大臣に就任するとまもなく、文部省は「帝国大学令」（1886年3月2日勅令）、「小学校令」「中学校令」「師範学校令」（以上同年4月10日勅令）の一連の“学校令”を制定し、「学制」以来の日本の学校制度の根本的改革にのりだした。その基本的な方針は、一方において、それまでの10数年間の教育の実践に基づいて学校制度を実際的なものに整備しようとするものであったが、それと同時に、教育と学問とを強い國家統制のもとにおいて教育と学問の国家主義を実現しようとするものであった。それはまた、1880年ごろから表面化してきた復古主義・儒教主義への道を開くものであり、従来の理想主義的な科学教育のありかたにも大きな影響を及ぼさずにはいないものであった。

と、森の国家主義的教育が復古主義・儒教主義を拡大するものであると分析している¹²⁾。そして1886年5月25日制定の「小学校ノ学科及其程度」において理科が設定される。この新たな教科である理科の内容について、

『小学校教則綱領』ではまがりなりにも“科学の大要・略説”を教えることになっていたのに、『小学校ノ学科及ビ其ノ程度』では、ただ自然物・自然現象・人工物の名称が陳列されるだけで、科学そのものを教えることはまったく規定されなくなってしまったのである。

と、理科教育への変化を科学教育の大きな変節として捉えている¹³⁾。そして、この変化を生み出した要因として「国家主義的な教育方針」をあげ、

それではなぜ『科学』教育が『理科』教育に変わらなければならなかったのか、これについては、おそらくいうまでもないであろう。“従順”な人間の養成を目指す国家主義的な教育方針のもとでは、科学的な自然観や合理的な考え方の養成は危険とみなされたであろうし、自然物・人工物についての個別的な知識なら、国家主義的なおしつけ教育でも十分つめこみうるし、危険な存在とはなりえないからである。

と分析した¹⁴⁾。さらに板倉は、この国家主義的な教育の方向性を、

国家主義的な教育統制を意図した『学校令』の精神からすれば、『学制』において封建的・儒教的精神に対し科学的・合理的精神の要請を意図して導入された学校での科学教育は、無用というよりむしろ危険な存在として意識されるようになったのであろう。明治初年の『学制』が、啓蒙主義に基づいて封建的な儒教主義に対立する科学教育に力を注いだのとまったく対照的に、1886年の『小学校令』は軍国主義的な教育方針のもとに、近代科学の合理主義に敵対する修身・歴史（皇国史）、体操（兵式体操）に力を注ぐことになったのである。

と指摘し¹⁵⁾、その行き着く先が「教育勅語」であるとし、

1890（明治23）年10月には『教育勅語』が発布されて、明治10年代のはじめか

ら問題になりはじめていた儒教主義・皇道主義の教育理念が決定的な勝利をおさめ、これが近代合理主義・欧化主義と対立して以後の教育全体を支配することになった。

と述べている¹⁶⁾。

以上の板倉の分析を総合すれば、彼の分析の基本は、改正教育令から森有礼のもとでの諸学校令を経て教育勅語に至る経緯を一直線的な反動化として捉え、その反動化の中で“科学教育”から“理科教育”への転換が起こったというものである。しかし、板倉の分析の中で科学教育の転換の背景とされている「反動化」の評価は妥当なものなのであろうか。もし、一直線的な反動化の中に森の諸施策が位置付くということを前提とするのであれば、森の文部省入省に天皇の側近であった元田永孚が反対したこと、「小学校ノ学科及其程度」では「小学校教則綱領」に比較して修身の授業時間が大幅に減少していること、森が大多数の児童が就学すると想定した小学簡易科において修身は設置されず算術が科目の中心となつたことなどは、明らかにその前提と矛盾する事実である。また教育勅語をもって教育の反動化の完成とするならば、のちの西園寺公望文部大臣が“第二の教育勅語”を制定しようとしたことは、一貫性のないこととなる。つまり、実際の文部省教育政策の変遷は、板倉が『日本理科教育史』での分析で背景に設定したほど単純ではなかった可能性がある。本論ではこうした見地にたちながら、理科の新設と皇道主義的教育思想との関連を検討する。

3. 『学校教科成立史論』における板倉批判

こうした板倉聖宣の理科誕生要因の分析については、以前から批判が行われていた。伊藤信隆はその著書『学校教科成立史論』のなかで、

現代の理科教育学者や科学史学者の一部の論説によれば、“明治十九年の小学校令で「理科」が新設されたのは、当時の為政者たちが自然科学教育を危険視したためとか、あるいは「理科」の時間数が減少させられたのは軍国主

義的な教育統制を意図し、小学校での科学教育を無用で危険なものとみなした”とする見解があるが、これらは史実・資料に基づいた見解ではない。当時の思潮は、和魂（皇國思想）の育成を先にし、次に西洋学芸の洋才を重視したのが教育政策であった。このことは伊藤博文の「教育議」の論旨－“科学に深く沈思すれば、いたずらな浮薄な政談はしなくなる”の一文をもってしても明らかのように、科学とその教育を重視し、科学を危険視していたのではない。

と述べ、板倉の分析を否定している¹⁷⁾。伊藤博文の「教育議」¹⁸⁾の一説を用いた批判は板倉説への批判の典型のようで、岡本正志と森一夫による「明治前半期における「科学」教育の転換」にも同様の批判が登場する¹⁹⁾。

さて、このように伊藤博文の「教育議」の一説を用いた板倉批判は妥当なものであろうか。この妥当性を検討するためには、「教育議」がどのような背景をもとに執筆されたのかをみなくてはならない。そもそも「教育議」は伊藤博文が、宮廷派の元田永孚らが画策する「教学聖旨」²⁰⁾制定策動に対抗する形で執筆したものである。伝統的な儒学的德育主義に塗り固められた「教学聖旨」に対して、田中不二麿が作成した日本教育令案を伊藤自ら修正して作成した（後に“自由教育令”と呼ばれる）教育令の理念を貫くために書かれたものである。こうした「教育議」が開明的な文脈で書かれるのは当然のことで、こうした背景を無視して、「教育議」の一文のみから明治政府における科学教育政策のすべてを読み取るかのような分析は妥当性を欠くものといわざるを得ないであろう。つまり、明治国家の教育思想に関して、たとえ後に初代内閣総理大臣となった人物とはいえ、たった一人の人物の一時期の論説のみでそれを代表させることは極めて強引なことなのである。大事なことは、当時の国家の教育思想は、「教育議」の「一文をもってしても明らか」にできるほど単純なものではないということである。

さらに、伊藤信隆が述べている「これらは史実・資料に基づいた見解ではない」という主張について検討したい。たしかに、政府首脳や文部官僚が「儒教主義・皇道主義を強化するために邪魔な科学教育を縮小改変する」というよう

な明確な言明を行ったという史料は知られていない。しかし、たとえ科学教育の改変の“本音”がそういうところにあるとしても、それをあからさまに言明するなどということがあり得るだろうか。板倉の主張を明確に根拠付ける史料が存在しないこと自体は、板倉の説の致命的な弱点にはなり得ないのである。

板倉の説を裏付ける傍証的史料としては、

明治20年（1887）ドイツ人ハウスクネヒト（*Hausknecht, E.*, 1853-1927）が東大に招かれてヘルバート（*Herbart, J.F.*）の教育思想を紹介した。もともと日本の為政者はアメリカから入ってきた民主的な考え方、近代科学教育を中心とする自由主義的教育思想が天皇制に都合悪いことを気にしていた。

と伊瀬仙太郎が指摘した²¹⁾ ように、いくつかの史料が存在している。伊瀬はここに註をつけ、中島永元から大木喬任への書簡をあげている。この大木喬任宛中島永元書簡は、明治5年2月12日付のもので、

出発之比申掛候教師不足に付、今度理事之國に着之上相応之教師見立雇入旨粗御沙汰も御坐候処、当合衆国に於ては只様文明之弊に流れ徒に不羈自由而已を唱へ、已有を知て国家あるを不知勢に移行、隨而留学之生徒は不及申在留之諸官員自然共和風に吹れ、無識之輩種々惡説を唱出言語同断不可言次第に御坐候。依而米人御雇入之儀は暫く御見合可然奉存候。勿論以後米国留学は一人も御許無之様奉存候。

とあるように、中島がアメリカの共和制度を忌避し、アメリカ人の日本への雇い入れや留学生派遣を取りやめるよう進言しているものである²²⁾。

また、伊藤博文が「教育議」で“批判”をした「教学聖旨」においては、まず、「教学大旨」で、

教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才芸ヲ究メ以テ人道ヲ尽スハ我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ然ルニ輓近專ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ文明

開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破り風俗ヲ傷フ者少ナカラス然ル所以ノ者ハ維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ知識ヲ世界ニ広ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取り日新ノ效ヲ奏スト難トモ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ将来ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス是我邦教学ノ本意ニ非サル也

と述べ、自然科学を含む西洋文化が“教学の要”としての仁義忠孝と反すると主張し、さらに「小学条目二件」においては、

仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ然トモ其幼少ノ始ニ其脳髄ニ感覚セシメテ培養スルニ非レハ他ノ物事已ニ耳ニ入り先入主トナル時ハ後奈何トモ爲ス可カラス

と述べ、自然科学を含む西洋の知識が子どもの「耳ニ入」る前に、仁義忠孝の考えを「其脳髄ニ感覚セシメテ培養スル」と主張している。こうした考えは、自然科学を基調とする科学的合理的教育観からは程遠いものであって、当時の明治政府内に、明確に自然科学を敵視ないしは忌避する思想が存在していたことは疑う余地はない。

以上のことから、伊藤信隆は板倉聖宣の説を「これらは史実・資料に基づいた見解ではない」と批判したのであるけれども、実際には、板倉の説を支える史実や資料は存在していると言わざるを得ない。つまり、資料的な意味においても内容分析的な意味においても、伊藤信隆による板倉説批判は妥当性が薄弱であると結論せざるを得ない。

4. “修身の強化”についての検討

前節の議論から、当時の明治国家のなかに科学思想を忌避する志向が明治政府のなかにあったことは明らかであり、したがって、その方向からの切込みでは、板倉の理科新設についての説の妥当性の検証にはならない。板倉説の検証のためには、理科が新設された当時の初等教育が反動的な儒教思想の方向にそのベクトルが向けられていたのかどうかを検討しなくてはならない。本論で

は、板倉説の検証のために教育令期から小学校令期にかけての修身についての検討をおこなう。

改正教育令によって小学校教科の筆頭に位置付いた修身は、通常、この時期の教育の反動化の象徴のような存在として認識されてきた。周知のように、改正教育令において修身が教科の筆頭になったのは、従前の教科順序のままの改正原案が一旦裁可されたのち、公布直前になって勅命によってその変更がされたものである。つまり、天皇をはじめとした宮廷派の動きによってこの“変更”が実現されたのである。

江木千之が「皇道主義の教育の方針精神の貫徹」させるために起草した「小学校教則綱領」はこの改正教育令に基づいて制定された教則である。「小学校教則綱領」によって、初等教育における修身の時間配当は大幅に増加することになる²³⁾。しかし、「小学校教則綱領」第10条で規定されたその修身の内容は、

初等科ニ於テハ主トシテ簡易ノ格言、事実等ニ就キ中等科及高等科ニ於テハ
主トシテ稍高尚ノ格言、事実等ニ就テ児童ノ徳性ヲ涵養スヘシ又兼テ作法ヲ
授ケンコトヲ要ス

とされ、極端な儒教主義・皇道主義・国家主義的な色彩は感じられない。これは、10年後の「小学校教則大綱」と比較しても大きな相違である。「小学校教則大綱」第2条では、

修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ
人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ努メ又國家ニ對スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉耻ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カシコトニ注意スヘシ

高等小学校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ拡メテ陶冶ノ巧ヲ堅固ナラシメンコトヲ努ムヘシ

女児ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養ハンコトニ注意スヘシ
修身ヲ授クルニハ近易ノ俚諺及嘉言善行等ヲ例証シテ勸戒ヲ示シ教員身自ラ
児童ノ模範トナリ児童ヲシテ浸潤薰染セシメソコトヲ要ス

と詳細に規定され、その教科の目的部分にも「殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養」うことが明記されている。こうしてみると、「小学校教則綱領」で定められた修身の教科目的から、この教科がただ尊王愛国や仁義忠孝のみを目的として設定されたものではないことが窺い知れる。そのことは大日本教育会雑誌第3号に掲載されている文部大書記官辻新次の深川私立教育会における演説で明らかにされる。ここで辻は、

凡ソ小学校ニハ皆修身科ヲ設ケ其ノ教授ノ要旨ハ前陳文部省直轄タル模範ノ
小学校ニ模倣スヘキコトナレハ夫ノ児童ヲシテ小学ニ入ラシムルカ為メニ却
リテ父母ヲ輕侮スルノ弊害ヲ生スヘキト顧慮スルカ如キハ殆ト其ノ謂レナキ
モノナリ小学ハ即チ児童ヲシテ父母ニ事へ兄弟朋友ニ対スルノ道ヲ知ラシム
ルノ地タルコト固ヨリ疑ヒテ容レサルナリ乃チ世ノ父母タルモノ其ノ子ノ善
良ナランコトヲ欲スレハ之ヲシテ学ニ就カシムルノ外別ニ善キ道ノアラサル
ナリ

と述べ²⁴⁾、小学校に入れると子どもが両親を軽蔑するようになると恐れて学校に入れようとしない親の心得違いを指摘している。たしかにこの時代、親の世代はまだ学校に通っていない世代であり、士族出身ならば一定の教育を受けたであろうが、農民・町民の出身であれば寺子屋における“読み書き算盤”以上の教育を受けた人は極めて稀であろう。こうした親たちのうちの一定の層が、子どもが最新の西洋の科学的な知識をもつことに嫌悪感をもったとしても不思議なことではない。そして、文部大書記官がこのようなことを講演で述べるということは、ここで指摘されているような親が当時無視できないほど存在していたことを窺わせる。就学率が5割程度の当時の状況²⁵⁾から、就学率の向上をめざす文部省にとっては、こうした親に如何にして就学を納得させるか苦慮し

ていたはずである。就学率の向上という課題の前では、修身における尊王愛国や仁義忠孝の教授より、父母への“しつけ”の重視のほうがより重要性をもっていたことは議論の余地はないであろう。辻の演説はそのことを史料的に裏付けるものである。たしかに政策立案者である江木千之は“皇道主義の貫徹”的に「小学校教則綱領」を作成したのであるけれども、実際の教育現場では、皇道主義、皇國史觀、仁義忠孝、尊王愛国といった“大きな課題”より、父母へのしつけといった生活に密着した課題が重視されていたのである。このように政府中枢の思惑と現場の志向が乖離することは珍しいことではない。

次に、実際に理科新設がなされた森文政期における小学校修身の検討をおこなうことにする。新たな教科としての理科を確立させた法令は「小学校ノ学科及其程度」である。この「小学校ノ学科及其程度」を取りまとめたのは、会計局長久保田譲、書記官服部一三、視学官吉村寅太郎の3名である²⁶⁾。このなかの吉村は1898年に『日本現時教育』という著書を著わしていて、そのなかで、

今日ニ至テ想ヒ起スハ故森文部大臣ナリ、嘗テ小学校ノ教科取調ノ時ニ際シ、森氏ハ修身ノ科ヲ特更ニ設クルニ及バズトノ説ニシテ、余ハ從前ノ歴史談ヲ持出シ大ニ之レヲ争ヒタル事アリキ、當時ハ遂ニ修身ノ科目ヲ設クルコトトハナリタレドモ、爾來聊カ心ニ安ンゼザル所ノモノアリテ、常ニ此ノ科ニ就テハ特ニ注意ヲ怠ラザリシガ、近來ニ至テ自説ノ大ニ謬レルヲ悟リ、大ニ森氏ノ卓見ニ敬服スルモノナリ。

と、「小学校ノ学科及其程度」作成時のことで、森が教科としての修身の廃止を主張し、吉村がそれに対して反論をした経緯について述べている²⁷⁾。この吉村の著書から、森有礼は第一次小学校令のもとで修身科の廃止を構想していたことが分かる。森が儒教主義的な德育を軽視していたことは、これまで広く知られていた²⁸⁾ことではあるけれども、森は「小学校ノ学科及其程度」策定過程において修身の廃止までをも主張していたのである。

しかも実際に「小学校ノ学科及其程度」で取りまとめられた修身の内容は、

小学校ニ於テハ内外古今人士ノ善良ノ言行ニ就キ児童ニ適切ニシテ且理会シ易キ簡易ナル事柄ヲ談話シ日常ノ作法ヲ教へ教員身自ラ言行ノ模範トナリ児童ヲシテ善ク之ニ習ハシムルヲ以テ專要トス

とされていて、儒教的あるいは皇国的なニュアンスは影をひそめている。山住正己はこれについて、

修身は先頭にかかげられていたが、内容については「内外古今の人士の善良の言行」を子どもに理解しやすいように語ることだけがあげられ、何を「善良」とするかという内容そのものは書かれていなかった。教学聖旨のように強く仁義忠孝を押し出してはいないし、歴史は日本史に限るとした小学校教則綱領に対し、ここでは「内外」とされ、外国人の言行も日本人のそれと同等に取り扱うことにされていた。

と、評価している²⁹⁾。また、森有礼は修身科についていくつかの説示をおこなっているが、こうした説示に“修身教科書批判”が含まれていたことについて海後宗臣らは

教科書を否定する方針を打ち出しながら、そのことの本質には触れず、言行教科書なかんずく論語中心の儒教主義修身書を対象とし、児童の発達段階への考慮に欠けることを主たる理由として酷評するのであって、教科書主義への攻撃よりむしろ儒教主義への見なされる面もあるのである。

と分析している³⁰⁾。このように儒教主義的修身教育の反対し、さらに修身科の廃止さえ構想した森文部大臣のもとでは、儒教主義的皇道主義的修身教育の推進などは到底起こり得ないものであった。

以上のように、教育令から小学校令への時期の修身教育は、単純に儒教的で皇道的な德育主義で塗り固められたものが強化されていくといったような状況ではないことが明らかになった。板倉聖宣が『日本理科教育史』で理科新設の

背景として想定した德育主義教育の反動的強化は現実のものではなかったのである。

5.まとめ

本論では、板倉聖宣によって唱えられていた理科新設の要因説を分析した。板倉は、理科が新設されたのは、當時強まっていた儒教主義的で皇道主義的な德育教育思想の影響で、その対極にあった科学教育が変質改変された結果であるとしていた。じっさい、小学校令以前に小学校の教科内容などを規定していた「小学校教則綱領」を起草した江木千之は、この教則を“皇道主義の教育の方針精神の貫徹”のために作成したと語っていた。

しかし、こうした政策立案者の思惑とは裏腹に修身教育は、ただひたすらに尊王愛国や仁義忠孝を唱えるというものではなく、父母への敬意など生活に密着した“しつけ”的要素が濃いものであったと考えられる。大書記官辻新次が深川私立教育会でおこなった演説は、これを裏付けるものであった。さらに、初代文部大臣森有礼は、教科としての修身の廃止すら企図していたことが明らかとなった。森の德育軽視は以前から知られているところであったが、彼は修身科の廃止をも念頭においていたのである。

こうした様々な事実は、『日本理科教育史』で板倉が理科新設の背景として設定した“儒教的皇道的德育教育の強化”を、史料的裏付けをもって否定するものである。したがって、板倉聖宣によって唱えられてきた理科新設の要因分析は妥当性を欠くものであると結論付けることができる。

引用文献

- 1) 板倉聖宣『日本理科教育史（付・年表）』、1968年、第一法規。
- 2) 左巻健男編著『授業づくりのための理科指導法』、2004年、東京書籍、p.231.
- 3) 例えば、
神戸伊三郎『日本理科教育発達史』、1938年、啓文社
堀七蔵『日本の理科教育史』、1961年、福村書店
などがあげられる。
- 4) 実際には再改正教育令のもとでの「小学科課程表」において既に理科は登場している。
- 5) 前掲『日本理科教育史（付・年表）』、p121.

- 6) この自然科学諸教科の扱いは、前年の教育令からの踏襲である。
- 7) 『江木千之翁経歴談』上、1933年、pp.66-67.
- 8) 前掲『江木千之翁経歴談』上、p.55.
- 9) 前掲『日本理科教育史（付・年表）』、p.122.
- 10) 前掲『日本の理科教育史』第一巻、p.94.
- 11) 前掲『日本理科教育史（付・年表）』、p.140.
- 12) 前掲『日本理科教育史（付・年表）』、p.159.
- 13) 前掲『日本理科教育史（付・年表）』、p.168.
- 14) 前掲『日本理科教育史（付・年表）』、p.169.
- 15) 前掲『日本理科教育史（付・年表）』、p.166.
- 16) 前掲『日本理科教育史（付・年表）』、p.163.
- 17) 伊藤信隆『学校教科成立史論』、1987年、建帛社、p.179.
- 18) 『伊藤博文伝』中巻、1970年、pp.149-154.
- 19) 岡本正志、森一夫「明治前半期における「科学」教育の転換」、『科学史研究』、No.133、1980年、pp.14-23.
- 20) 文部省『学制百年史』資料編、1972年、p.7.
- 21) 伊瀬仙太郎『わが国の義務教育における教育方法の歴史的研究』、1972年、風間書房、p.424.
- 22) 『伊藤博文関係文書』六、1978年、塙書房、p.99.
- 23) 稲垣忠彦『明治教授理論史研究』、1995年、評論社、p.29.
- 24) 『大日本教育会雑誌』第3号、1884年、pp.50-51.
- 25) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第三巻、1974年、p.1063.
- 26) この任命は、1886年3月15日付『教育報知』第21号の「内外雑報」で確認できる。この「内外雑報」のなかに「取調を命ぜられる」という記事があり、ここには、「一昨十二日文部大臣より諸種取調の事を各官吏に命ぜられ・・・会計局長久保田讓書記官服部一三視学官吉村寅太郎の三名は小学校学科及び其の程度の取調を・・・命ぜられし・・・」とある。同様の記事は、3月14日付の東京日日新聞にも掲載されている。
- 27) 吉村寅太郎『日本現時教育』、1898年、金港堂、pp.47-48.
- 28) 例えば、
山住正己『日本教育小史－近・現代－』、1987年、岩波書店、pp.51-52
や、あるいは、
海後宗臣ほか「森有礼の思想と教育政策」、『東京大学教育学部紀要』、第八巻、1965年、pp.132-138
に詳しく論じられている。
- 29) 前掲『日本教育小史－近・現代－』、p.52.
- 30) 前掲「森有礼の思想と教育政策」、p.134.